

団体営調査設計事業実施要綱

昭和46年 6月25日付け46農地D第 367号
最終改正 平成21年 3月31日付け20農振第2092号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合事務局長
北 海 道 知 事
全国土地改良事業団体連合会長
農 林 漁 業 金 融 公 庫 総 裁
沖縄振興開発金融公庫理事長

} あて

農林水産事務次官

第 1 趣旨

団体営調査設計事業は、農業の近代化を促進するため、ほ場の土地、水利等に関する条件を整備し、もって農業生産性の向上及び農業構造の改善に資することを目的として実施される各種の土地改良事業の円滑かつ的確な実施を図るために必要な調査設計等を行うものである。

第 2 事業の実施主体

- 1 第3の表の事業種類の1及び3の事業実施主体は、土地改良区、市町村、農業協同組合その他の団体であって都道府県知事（以下「知事」という。）が適当と認める者とする。
- 2 第3の表の2及び4の事業実施主体は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）（第3の表の2の事業のうち都道府県単位で行う事業にあつては、地方農政局等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。））が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された団体（以下「公募団体」という。）とする。

第 3 事業の種類等

この事業の種類並びに内容及び採択基準は、次のとおりとする。

事業の種類	事業の内容及び採択基準
1 調査設計	<p>次に掲げる土地改良事業が行われる予定地域につき調査、測量及び試験を行い、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業計画と全体実施設計を兼ねた書類（これに基づいて直ちに事業に着手できる程度の精度を有するものをいう。）を作成する業務であること。</p> <p>ただし、イ及びキの事業のうち農業集落排水事業等に係るもの及びカの事業にあつては、当該事業の計画の概要を定める程度の精度を有する書類を作成する業務であること。</p> <p>ア 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知）別表の事業名欄の基盤整備のうち土地改良法に基づく事業であつて、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知）別表の1の事業名欄の基盤整備のうち要件類別7に該当するもの。</p> <p>イ 農村振興総合整備事業実施要綱（平成13年3月30日付け12農振第1963号農林水産事務次官依命通知）別表2に掲げる農業生産基盤整備事業及び農村生活環境基盤整備事業のうち農業集落排水施設整備事業</p> <p>ウ 地域開発関連基盤整備事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2488号農林水産事務次官依命通知）第2に定める団体営事業</p> <p>エ 農地防災事業実施要綱（昭和40年12月24日付け40農地D第1829号農林事務次官依命通知）別表第1のため池等整備事業（団体が行うもの）及び農地保全整備事業（団体が行うもの）</p>

事業の種類	事業の内容及び採択基準
1 調査設計	<p>オ 農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年3月8日付け42農地D第24号農林事務次官依命通知）第7に定める地すべり関連事業</p> <p>カ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱（平成14年3月27日付け13農振第3438号農林水産事務次官依命通知）に定める事業</p> <p>キ 村づくり交付金実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2551号農林水産事務次官依命通知）別表1に掲げる農業生産基盤整備事業及び生活環境整備事業のうち農業集落排水施設整備事業</p> <p>ク 地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱（平成21年1月27日付け20農振第1627号農林水産事務次官依命通知）第2の2に定める事業</p> <p>ケ 非補助土地改良事業助成措置要綱（昭和33年10月8日付け33農地第3814号農林事務次官依命通知）第2の1の(2)に定める事業のうち次に掲げる事業</p> <p>(ア) 同(2)のイの区画整理事業又はかんがい排水事業であって、受益面積が1団地おおむね20ヘクタール以上のもの。</p> <p>(イ) 同(2)のイの暗渠排水事業であって、受益面積が1団地おおむね20ヘクタール以上の完全暗渠であるもの。</p> <p>(ウ) 同(2)のアの農道事業であって、急傾斜地帯については、おおむね500メートル以上のもの、急傾斜地帯以外の地帯については、ずい道、橋梁等特殊な工作物の含まれるおおむね1,000メートル以上のもの。</p>
2 農村振興総合整備推進事業	<p>次に掲げる事業の調査設計並びに実施に附する技術の開発普及及び指導に関する業務であること。</p> <p>ア 農村振興総合整備事業実施要綱に定める事業</p> <p>イ 村づくり交付金実施要綱に定める事業</p> <p>ウ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に定める事業</p> <p>エ 田園整備事業実施要綱（平成10年12月11日付け10構改D第691号農林水産事務次官依命通知）に定める事業</p>
3 農業集落排水維持適正化事業	<p>次に掲げる事業により造成され、既に供用を開始して7年以上経過している農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等についての調査診断に関する業務であること。</p> <p>ア 従前の農村基盤総合整備パイロット事業実施要綱（昭和47年6月30日付け47農地C第219号農林事務次官依命通知）に基づき平成6年度以前に採択された事業</p> <p>イ 従前の農村総合整備モデル事業実施要綱（昭和48年7月28日付け48構改A第1122号農林事務次官依命通知）に基づき平成6年度以前に採択された事業</p> <p>ウ 従前の農村基盤総合整備事業実施要綱（昭和51年5月10日付け51構改D第344号農林事務次官依命通知）に基づき平成6年度以前に採択された事業。</p> <p>エ 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に定める事業。</p> <p>オ 従前の農村活性化住環境整備事業実施要綱（平成3年4月12日付け3構改D第217号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成12年度以前に採択された事業</p> <p>カ 農業集落排水緊急整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第41号、自治準企第90号、農林水産事務次官、自治事務次官通知）に基づく事業</p> <p>キ 従前の集落環境整備事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第81号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成6年度以前に採択された事業</p> <p>ク 従前の農村総合整備事業等実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第281号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成12年度以前に採択された事業</p>

事業の種類	事業の内容及び採択基準
3 農業集落排水維持適正化事業	ケ 従前の集落地域整備統合補助事業実施要綱（平成7年4月1日付け7構改D第285号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成19年度以前に採択された事業 コ 従前の集落基盤整備事業実施要綱（平成12年3月24日付け12構改D第126号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成19年度以前に採択された事業 サ 農村振興総合整備事業実施要綱に基づく事業 シ 村づくり交付金実施要綱に基づく事業
4 中山間総合整備推進事業	中山間地域総合整備事業実施要綱（平成2年8月1日付け2構改D第475号農林水産事務次官依命通知）に定める事業の調査設計並びに実施に附する技術の開発普及及び指導に関する業務であること。

第4 事業の実施の申請及び採択

- 1 土地改良事業等を実施するため、第3の表の1及び3の事業の実施を希望する者は、次に掲げるところにより事業採択申請書を作成し、知事に提出するものとする。
 - (1) 第3の表の1の事業の申請書の様式は別紙様式第1号によるものとし、事業の実施を希望する者が当該土地改良事業等の事業実施主体以外の者である場合は、申請書に当該土地改良事業等の事業実施主体からの調査設計事業の実施に係る申出書を添付するものとする。
 - (2) 第3の表の3の事業の申請書の様式は別紙様式第2号によるものとし、申請書に当該農業集落排水施設の管理主体からの農業集落排水維持適正化事業の実施に係る申出書を添付するものとする。
- 2 知事は、1の規定により申請があったときは、適当と認めるものについて事業採択申請書（第3の表の1の事業にあつては別紙様式第3号、第3の表の3の事業にあつては別紙様式第4号）を作成し、地方農政局長等（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に提出するものとする。
提出期日については、地方農政局長等が別に定めるところによるものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の規定により事業採択申請書の提出があったときは、審査を行い、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、その旨を知事（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して北海道知事）に通知するものとする。
- 4 第3の表の2の事業を実施しようとする者は、第2の2の公募要領に基づき公募申請を行い、審査の結果、事業実施主体となり得る候補者として認められた場合は、その決定通知を受けた後速やかに、事業採択申請書（別紙様式第5号）を作成し地方農政局長等に提出するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業実施主体となり得る候補者に事業採択の通知を別紙様式第6号により行うものとする。
- 6 第3の表の4の事業を実施しようとする者は、第2の2の公募要領に基づき応募申請を行い、審査の結果、事業実施主体となり得る候補者として認められた場合は、その決定通知を受けた後速やかに、事業採択申請書（別紙様式第7号）を作成し農村振興局長に提出するものとする。
- 7 農村振興局長は、6の事業採択申請書を審査の上、予算の範囲内において当該事業を実施させることが適当であると認めるときは、事業実施主体となり得る候補者に事業採択の通知を別紙様式第8号により行うものとする。

第5 助成

- 1 国は、この事業（第3の表の2から4までの事業を除く。）の実施に要する経費のうち、事業費につき、都道府県が補助するのに必要な経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。
- 2 国は、第3の表の3の事業の実施に要する経費のうち都道府県が補助するのに要する経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、公募団体に補助するものとする。

3 国は、第3の表の2及び4の事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、公募団体に補助するものとする。

第6 事業の成果報告

公募団体の代表者は、事業実施年度の3月末日までに、事業の成果を取りまとめ、報告書を作成し、第3の表の2の事業にあつては別紙様式第9号、第3の表の4の事業にあつては別紙様式第10号により農村振興局長（第3の表の2の事業のうち都道府県単位で行う事業にあつては、地方農政局等）に提出するものとする。

第7 委任

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知）附則の3の規定によりなおその効力を有するとされた元気な地域づくり交付金実施要綱等の規定に基づき実施されている事業については、この通知による改正前の団体営調査設計事業実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

別紙様式第 1 号

	番 号 年 月 日										
都道府県知事 殿											
	申請者名										
調査設計事業採択申請書											
地区について調査設計事業を実施したいので採択されたく申請します。											
記											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">実施地域の 市 町 村 名</th> <th style="width: 20%;">事業の種類</th> <th style="width: 20%;">調査設計面積</th> <th style="width: 20%;">調査設計費</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		実施地域の 市 町 村 名	事業の種類	調査設計面積	調査設計費	備 考					
実施地域の 市 町 村 名	事業の種類	調査設計面積	調査設計費	備 考							
<p>(注 1) 調査範囲の地形図を添付のこと。</p> <p>(注 2) 申請者が土地改良事業等の事業実施主体以外の場合には、備考欄に当該土地改良事業等の事業実施主体を記入するとともに申請に係る申出書を添付すること。</p>											

別紙様式第 2 号

	番 号 年 月 日												
都道府県知事 殿													
	申請者名												
調査設計事業採択申請書													
下記のとおり平成 年度調査設計事業（要綱第 3 の表の 3 関係）を実施したいので採択されたく申請します。													
記													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">市町村名</th> <th style="width: 15%;">地区名 (処理区名)</th> <th style="width: 15%;">建設工期</th> <th style="width: 20%;">当事業の対象施設</th> <th style="width: 15%;">事業費 (千円)</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	当事業の対象施設	事業費 (千円)	備 考						
市町村名	地区名 (処理区名)	建設工期	当事業の対象施設	事業費 (千円)	備 考								
<p>(注 1) 計画一般図（最終）を添付のこと。</p> <p>(注 2) 備考欄に農業集落排水施設の管理主体を記入するとともに申請に係る申出書を添付すること。</p>													

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

農村振興局長 } 殿
農政局長 }
沖縄総合事務局長 }

都道府県知事名

調査設計事業採択申請書

下記のとおり平成 年度調査設計事業を実施したいので採択されたく申請します。

記

県名	実施地域の市町村名	事業の種類	調査設計面積	調査設計費	備考

(注) 調査範囲の地形図を添付のこと。

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

農村振興局長 } 殿
農政局長 }
沖縄総合事務局長 }

都道府県知事名

調査設計事業採択申請書

下記のとおり平成 年度調査設計事業(要綱第3の表の3関係)を実施したいので採択されたく申請します。

記

県名	市町村名	地区名(処理区名)	建設工期	当事業の対象施設	事業費(千円)	備考

(注) 計画一般図(最終)を添付のこと。

別紙様式第5号

	番 号 年 月 日
農村振興局長 } 農政局長 } 殿 沖縄総合事務局長 }	
	所在地 事業実施主体の名称 代表者の役職名及び氏名 印
平成 年度団体営調査設計事業（農村振興総合整備推進事業）採択申請書	
団体営調査設計事業実施要綱第4の4の規定により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく申請します。	
記	
1、選定結果の通知の写しの添付 2、事業の内容 3、事業費（千円） 4、備考	

別紙様式第6号

	番 号 年 月 日
殿	
	農村振興局長 } 農政局長 } 印 沖縄総合事務局長 }
平成 年度団体営調査設計事業（農村振興総合整備推進事業）採択通知書	
平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったことについて、団体営調査設計事業実施要綱第4の5の規定に基づき、下記のとおり採択することと決定したので通知します。	
記	
1、事業の内容 2、事業費（千円） 3、備考	

別紙様式第7号

番 号 年 月 日
農村振興局長 殿
所在地 事業実施主体の名称 代表者の役職名及び氏名
印
平成 年度団体営調査設計事業（中山間総合整備推進事業）採択申請書
団体営調査設計事業実施要綱第4の6の規定により、下記のとおり事業を実施したいので採択されたく申請します。
記
1、選定結果の通知の写しの添付 2、事業の内容 3、事業費（千円） 4、備考

別紙様式第8号

番 号 年 月 日
殿
農林水産省農村振興局長 印
平成 年度団体営調査設計事業（中山間総合整備推進事業）採択通知書
平成 年 月 日付け 第 号で申請のあったことについて、団体営調査設計事業実施要綱第4の7の規定に基づき、下記のとおり採択することと決定したので通知します。
記
1、事業の内容 2、事業費（千円） 3、備考

別紙様式第9号

	番 号 年 月 日
農村振興局長 } 農政局長 } 殿 沖縄総合事務局長 }	
	所在地 事業実施主体の名称 代表者の役職名及び氏名 印
平成 年度団体営調査設計事業（農村振興総合整備推進事業）報告書の提出	
平成 年 月 日付け 第 号をもって採択通知があったことについて、団体営調査設計事業実施要綱第6の規定により、下記のとおり報告書を提出します。	
記	
1、報告書を添付（紙による製本：3部、電子媒体でのデータ：1部） 2、事業費（千円） 3、備考	

別紙様式第10号

	番 号 年 月 日
農村振興局長 殿	
	所在地 事業実施主体の名称 代表者の役職名及び氏名 印
平成 年度団体営調査設計事業（中山間総合整備推進事業）報告書の提出	
平成 年 月 日付け 第 号をもって採択通知があったことについて、団体営調査設計事業実施要綱第6の規定により、下記のとおり報告書を提出します。	
記	
1、報告書を添付（紙による製本：3部、電子媒体でのデータ：1部） 2、事業費（千円） 3、備考	